

「都市計画法に基づく開発許可の基準等、横浜市開発事業の調整等に関する条例の基準等及び宅地造成等規制法に基づく宅造許可の基準等の一部改定について」に関する意見公募に対して寄せられたご意見について(意見公募結果)

横浜市では、都市計画法に基づく開発許可の基準等、横浜市開発事業の調整等に関する条例の基準等及び宅地造成等規制法に基づく宅造許可の基準等の一部改定について、意見公募を実施しました。

このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。なお、改正にあたり、意見公募時の案文から、文言の整理のため一部軽微な修正を行いました。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政に御協力いただきますようお願い申し上げます。

1 意見公募の概要

(1) 意見公募の期間

令和5年1月16日(月)から令和5年2月15日(水)まで

(2) 意見の提出方法

郵送、ファックス及び電子メール

(3) 意見公募の周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所、建築局宅地審査課で資料を配布、配架

(4) 全体の意見数

1名(電子メール)の方から、3件の意見をいただきました。

2 ご意見と本市の考え方

いただいたご意見の概要とご意見に対する本市の考え方は以下のとおりです。

| | ご意見 | 本市の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | 改定案 第4章第1節第1項の【解説】(6)、同節第1項第(2)の3、同節第1項第(2)の3及び、同節第2項(4)について反対致します。 〈反対理由〉 ①手続が稚拙であるため。 ・一律に、「道路交通法の車両の通行止めの規制」を受けている道路に対しての制限であると思われます。市民の所有する | 本件改定は、政令に対する解釈基準を明記するものであり、規制を追加するものではありません。この基準改定にあたって、必要な意見公募の手続を行っています。 本意見公募は、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、規則等を定める手続に関し共通する事項を定めている「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱」に則して、手続を適正に行っています。 |

| | ご意見 | 本市の考え方 |
|---|---|---|
| | <p>土地が面する道路に対して、道路交通法による車両通行止め等の規制がかけられたのは何年も前の事であり、規制をかけた当時には規制を受ける事により、自身の所有する土地が都市計画法の制限を受ける事実は無く、それを年数が過ぎてから一方的に一方通行等の規制がかかっている道路に面する敷地は規制するというのは余りにも乱暴であると思われます。</p> <p>現在、意見公募をおこなわれていますが、今回の規制に関する市民の何%の方が、この意見公募に気付く事が出来るのでしょうか？</p> <p>市民の土地に規制をかけて、その土地の価値を毀損するという事は、憲法で保障する財産権の侵害にもあたるのではないのでしょうか。</p> <p>市民が所有する土地に対して、今までとは違う規制をおこなうのであれば、「横浜市開発事業の調整に関する条例」にて、通常は事業を行う事業者に対し求めている「説明会」を行うべきと考えますので、手続が稚拙であると思います。</p> | |
| 2 | <p>②「車両の通行止めの規制を受けている道路」の定義が不明のため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制を受けている道路とは、「車両通行止め」なのか「一方通行」なのか、それとも「指定方向外進行禁」により制限を受ける道路なのか等、何を規制しているのが不明です。 <p>都市計画法、条例等により制限するのであれば、制限の対象は明確にすべきです。</p> | <p>ご意見の「車両の通行止め」については、改定案の「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編第4章第1節第1項第2の2号の解説1(6)において、定義を規定しています。</p> <p>具体的には、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1に基づき、車両の通行が禁止されているものをいいますが、「(302) 車両通行止め」、「(303) 車両進入禁止」、「(325の3) 自転車及び歩行者専用」、「(325の4) 歩行者専用」等多数あり、全てを列挙することは困難なため、代表的なものを例示します。</p> |

| | ご意見 | 本市の考え方 |
|---|--|---|
| 3 | <p>③「通行止めの規制を受けている道路は、車両の通行上支障があるため」との記載に対し。</p> <p>・上記内容につき横浜市に問合せしたところ、「一方通行であれば、逆走が通行上支障ある」との説明を受けました。</p> <p>「都市計画法」並びに「都市計画法による開発許可の手引（横浜市）」によれば、開発行為が行われた場合に「開発区域から新たに発生する交通量に対応する事が出来る道路の規模・構造が適当に配置されている事」と記載されています。ここでいう、「交通量に対応する事が出来る道路」とは、車両だけではなく「歩行者・自転車及びオートバイ等」も勘案したものであると考えられます。</p> <p>確かに、横浜市の言う通り「逆走した車」は通行上支障があるといえますが、では次に挙げる事項に付いては如何でしょうか？</p> <p>ア．相互通行の道路での逆走</p> <p>イ．信号機の設置されている横断歩道への信号無視による通行</p> <p>ウ．大型車両進入禁止の標識の設置のある道路への大型車両の進入</p> <p>エ．一旦停止の標識のある道路での一旦停止無視による交差点への進入</p> <p>指定方向外進行禁止の標識のある道路での禁止区域への進入</p> <p>カ．その他道路交通法上の違法行為</p> <p>車両だけではなく、歩行者・自転車等へ支障のある行為は多数考えられます。それが何故、「一方通行の逆走」という違反行為を一つだけ規制の対象にしているのかが不明です。</p> <p>「一方通行の逆走」という違法行為に対しては道路交通法の適用範囲であり、違</p> | <p>本改定案は、開発許可申請に伴う道路の審査において、通行上の支障の有無に関する判断を行うことを目的に、道路の通行に直接関わる事項として、道路交通法による規制を考慮した内容としています。</p> <p>ご意見に記載されているような個々の違反行為の有無を考慮したものではありません。</p> |

| | ご意見 | 本市の考え方 |
|--|--|--------|
| | <p>法行為に対し都市計画法による制限には何ら正当性が無いものと思われます。</p> <p>又、基本的には「何故、違法行為を行う者に対して、適法に行おうとしている開発行為が制限を受けなくてはならないのか」が理解が出来ません。</p> <p>以上が、本改訂に反対する理由です。一度、見直して頂ければと思います。</p> | |